資料２

職員の給与改定等について

１　職員の給与改定について

（１）条例改正に向けた対応

本町の給与について、本年８月の人事院勧告等の内容に基づき、改正するもの。

（２）給与改定に係る勧告内容

ア　月例給

(ア)　令和８年人事院勧告に基づく行政職俸給表（一）等の改定によるもの。

(イ)　民間給与との格差（3.51%）を埋めるため、給料表の改正。（※前年 3.62%）

(ウ)　民間の初任給の状況等を踏まえた水準とし、人材確保の困難性に対応していくもの。

※大卒程度及び高卒程度の初任給を 9,500 円引き上げ

※医療職給料表（２）及び（３）について、行政職給料表との均衡を基本に改定

イ　期末・勤勉手当

民間のボーナス支給状況を踏まえ年間支給月を 0.05 月（増額し、引上げ分を期末・勤勉手当に均等配分

【職員　年間 4.65 月⇒4.7 月】

年　　度	６月期	１２月期
令和８年度　期末手当	1.2625 月（支給済）	1.2875 月（支給予定）
勤勉手当	1.0625 月（支給済）	1.0875 月（支給予定）
９年度　期末手当	1.275 月（0.0125 増）	1.275 月（0.0125 増）
勤勉手当	1.075 月（0.0125 増）	1.075 月（0.0125 増）

定年前再任用短時間職員　増額した０．０５月分を期末・勤勉手当に０・０２５月分ずつ均等配分

年　　度	６月期	１２月期
令和８年度　期末手当	0.7125 月（支給済）	0.7375 月（支給予定）
勤勉手当	0.5125 月（支給済）	0.5375 月（支給予定）
令和９年度　期末手当	0.725 月（0.0125 増）	0.725 月（0.0125 増）
勤勉手当	0.525 月（0.0125 増）	0.525 月（0.0125 増）

２　実施時期

令和８年４月１日に遡及し支給。